

令和8年度南部町小中学校ICT支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は「南部町小中学校ICT支援業務」の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項について定めるものである。

2 目的

学校における教職員のICT活用をサポートするICT支援員を配置し、授業支援、教員研修、教材作成等の支援を実施することで、学校に整備したICT環境を効果的に活用する教職員の指導力を高め働き方改革に繋げるとともに、児童生徒のICT教育の向上を支援する。

3 業務概要

(1) 業務名

学委第22号 令和8年度南部町小中学校ICT支援業務

(2) 業務内容

受託者は教職員が授業や校務においてICT活用を行うためにICT支援員を配置し、教職員の支援を行う。（詳細は別紙「令和8年度南部町小中学校ICT支援業務仕様書」のとおり。

(3) 業務場所

南部町立福地小学校（南部町大字福田字源次郎平7-1）

南部町立名川小学校（南部町大字平字広場8）

南部町立南部小学校（南部町大字沖田面字久保10-1）

南部町立福地中学校（南部町大字福田字板橋1-2）

南部町立名川中学校（南部町大字下名久井字白山81）

南部町立南部中学校（南部町大字沖田面字沖中101）

(4) 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日

4 提案上限額

6,344,800円（消費税および地方消費税を含む）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び南部町財務規則（平成 18 年 1 月 1 日規則第 50 号）第 131 条の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 南部町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (4) 公告の時点で、南部町の入札参加資格者名簿に登録されているもの。
- (5) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて南部町と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (6) ICT 支援員もしくは ICT 支援業務総括責任者は、ICT 支援員能力認定資格を保有していること。

6 実施スケジュール

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本町の都合により日程を変更する場合がある。

・公募開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
・質問受付期限	4 月 15 日（水）
・質問書への回答	4 月 17 日（金）
・参加者申込期限	4 月 30 日（木）
・参加資格決定通知及びプレゼンテーション実施日通知	5 月 8 日（金）
・企画提案書等の提出期限	5 月 22 日（金）
・プレゼンテーション実施日	5 月 28 日（木）※予定
・選定結果通知	6 月 2 日（火）
・契約通知	6 月 4 日（木）以降

7 質問の受付および回答

本業務に関し質問がある場合は次のとおりとし、他の方法による質問は一切受け付けない。また、本業務に直接関係する質問にのみ回答するものとする。

- (1) 質問方法 電子メール（到達を電話で確認すること。）
- (2) 質問様式 質問書【様式 1】※本業務に関する全般的な質問を対象とする。
- (3) 提出期限 令和 8 年 4 月 15 日（水） 午後 5 時
- (4) 送信先 南部町教育委員会学務課 gakumu@town.aomori-nanbu.lg.jp
- (5) 回答方法 質問と回答は、4 月 17 日（金）までに町ホームページで公表する。

8 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月30日(木) 午後5時
- (2) 提出場所 南部町役場教育委員会学務課
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1
電話 0178-38-5968
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※持参の場合は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。
- (4) 提出書類
 - ①参加申込書【様式2】
 - ②誓約書【様式3】
 - ③会社概要【様式4】
- (5) 提出書類部数
各1部

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月22日(金) 午後5時
- (2) 提出場所及び提出方法 参加申込書の提出と同じ
- (3) 提出書類
 - ①見積書【様式5】及び内訳(任意様式)
 - ②企画提案書(任意様式)
- (4) 提出書類部数
5部

10 企画提案書の評価及び評価基準

- (1) プレゼンテーションの実施
 - ①実施日 令和8年5月28日(木) ※予定
 - ②実施場所 南部町役場 3階大会議室
 - ③審査会場への入場者は2名以内とする。
 - ④実際に携わる担当者が説明し、1業者につき25分の持ち時間(説明15分、質疑10分)で行い、持ち時間の超過を認めない。
 - ⑤審査は非公開にて行うものとする。

(2) 評価項目は以下の通りとする。

評価項目	評価基準	5段階評価
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するうえで適切に指揮、管理が行える体制か ・業務の特性を理解し必要なスキルを有した要員構成であるか ・緊急時の対応（事故、欠員、トラブル、緊急時の連絡体制等）が記載されているか 	1・2・3・4・5
学校訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問の回数や時間が適切であるか 	1・2・3・4・5
授業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教員や児童生徒の利活用を推進するうえで重視する点や留意点などが記載されているか 	1・2・3・4・5
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容、スケジュール、運営体制等から確実な実施が可能であるか 	1・2・3・4・5
付加価値	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の質を高めるための提案が、効果的なものであるか ・自社独自のアピールポイントがあるか 	1・2・3・4・5
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される課題やリスクに対する考え方が記載されているか 	1・2・3・4・5
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費上限額以下で、提案事業に対して見積価格は適切なものになっているか ・見積に対して、適切な内訳になっているか 	1・2・3・4・5

11 事業者の選定

審査結果については、別途通知する。なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

12 契約の締結

(1) 前述により選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、順位点数の高い者から順に、契約締結の交渉を行う。

(2) 詳細協議を経て確定した仕様書に基づき、改めて見積書の提出を受け、契約を締結する。

13 その他

(1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (5) 参加表明書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届【様式6】を提出するものとする。
- (6) 応募者が1者のみであっても、参加資格を有する自業者であればプロポーザルを実施する。
- (7) この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもってその効力を失う。
- (8) 本要領に定めのない事項については、南部町財務規則（平成18年南部町条例第50号）および関係法令の定めるところによる。

14 担当課

南部町役場教育委員会学務課

〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1

電話：0178-38-5968

F A X：0178-38-5978

E - mail:gakumu@town.aomori-nanbu.lg.jp